様式第１０－３－２号（評価項目算定用）（簡易Ⅲ型・鋼橋上部工工事、PC橋上部工工事用）

評価点算定資料一覧表

工事名：

商号又は名称：

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評　価　項　目 | 区　　　　　分 | 提出書類 | 提出枚数 |
| ア　工事成績評定 |  |  |  |
| イ　安全衛生活動の実績 | 実績有り（前１ヶ年度） | 実績無し | ・建設業労働災害防止協会栃木県支部が発行する安全衛生活動等実績証明書の写し（評価基準日前３ヶ月以内に発行されたものに限る） | 　　　枚 |
| ウ　工事無事故等の実績 | 事故無し（評価基準日前１年間） | 事故有り |  | 　　 |
| エ　地域内拠点の有無 | 本店等の所在地　　　　　　　　市町（注）４ | その他の地域 | ・建設業許可申請書様式第１号及び別紙の写し・所在地に変更があった場合は変更届出書の写しただし、桁製作工場の場合は次の書類【鋼橋上部工工事の場合】・橋梁桁を製作できる工場を有していることがわかる書類（工場案内等）の写し【ＰＣ橋上部工工事の場合】・JIS A5373の認定書の写し | 枚 |
| オ　地域の守り手としての実績 | ①橋梁補修・橋梁補強工事実績 | 実績有り（評価基準日前２年間） | 実績無し | ・（様式第１０－４号）施工実績評価資料及び添付書類 | 枚 |
| ②災害時等の応急対策業務の実施に関する協定に基づく協力者名簿への登録等の実績 | 実績有り（評価基準日現在） | 実績無し | ・県との災害時の応急対策業務の実施に関する協定に基づく協力者名簿の写し・上記以外の場合は、災害時の応急対策業務に関する覚書の写し。複数の企業による場合は、自社が参加していることがわかる書類の写し | 枚 |
| カ　地域活動の実績 | ①ボランティア活動実績 | 登録及び実績有り（評価基準日前２年間）愛ロードとちぎ・愛リバーとちぎ愛パークとちぎ・とちぎ夢大地応援団・TUNAGU | 登録又は実績無し | ○愛ロードとちぎ、愛リバーとちぎ、愛パークとちぎ・活動報告書の写し・複数の企業による活動の場合は、自社が活動に参加した年月日がわかる書類の写し○とちぎ夢大地応援団、TUNAGU　【とちぎ夢大地応援団】・団員証の写し　・（様式第１０－７－１号）実績証明書の写し・複数の企業による活動の場合は、自社が活動に参加した年月日がわかる書類の写し【TUNAGU】・（様式第１０－７－２号）実績証明書の写し | 　　　枚 |
| ②インターンシップによる学生の受入実績 | 実績有り（前２ヶ年度） | 実績無し | ・（様式第１０－８号）インターンシップ実績証明書の写し | 枚 |
| ③水防等協力団体指定実績 | 実績有り（評価基準日現在） | 実績無し | ・水防協力団体は提出不要、河川協力団体及び道路協力団体について指定証の写し（指定団体の構成員の場合は、自社が当該活動に参加したことを証する指定団体が発行する証明書の写しを追加すること。） | 枚 |
| ④県が推進する環境施策等への取組実績 | 実績有り・エコキーパー事業所認定（評価基準日現在）・日光杉並木オーナー制度契約（評価基準日前１年間以内に契約期間有り） | 実績無し | ○エコキーパー事業所認定・認定証の写し○日光杉並木オーナー制度契約・（様式第１０－９号）日光杉並木オーナー契約（日光杉並木街道の並木杉売買契約）証明願の写し会社法第349条に規定する代表取締役の個人名義の場合は以下の書類を追加・代表取締役であることが確認できる法人登記簿謄本（評価基準日前３ヶ月以内に発行されたものに限る。）の写し | 枚 |
| ⑤担い手確保への取組実績 | 実績有り（評価基準日前２年間） | 実績無し | ・（様式第１０－１０号）担い手確保への取組実績に係る実績証明書の写し・複数の企業による活動の場合は、自社が活動に参加した年月日がわかる書類の写し | 枚 |
| ⑥就労支援事業等における雇用実績 | 実績有り・緊急雇用創出事業（評価基準日前２年間）・ＮＰＯ法人栃木県就労支援事業者機構への雇用協力（評価基準日前１年間） | 実績無し | ○緊急雇用創出事業（栃木県発注業務に限る）・県との間で締結した契約書の写し又は契約内容がわかる書類の写し○ＮＰＯ法人栃木県就労支援事業者機構への雇用協力・宇都宮保護観察所が発行する雇用に関する証明書の写し（３ヶ月以内に発行されたものに限る） | 枚 |

（注）１　特定ＪＶに係る入札の場合は、代表構成員について作成し提出すること。

２　本書は、入札公告又は入札通知書に示す総合評価点算定基準に基づき記入し、提出書類の欄に掲げる書類を提出すること。

３　区分の欄は、該当する項目を　　で囲み、下線部については記入すること。

４　県内における本店、支店、営業所（建設業法に基づく営業所に限る。）又は橋梁桁を製作できる工場の所在地を記入すること。